

関係論的国家アプローチの基本的視座

An Introductory Perspective to Relational State Approach

中谷 義和*

1. 資本主義国家の要石

社会科学の「言葉」は可視的「行動（行為）」を、あるいは、社会活動に潜勢する不可視の形態と理念や文化の特徴を分析するための用語である。政治学はこうした行動と組織（機構）を固有の分析用語や「概念装置」で説明することを課題としている。だが、分析対象は個別性を免れ得ないだけに、また、アプローチの視座と方法を異にすると、用語の選択と論述は「言説」性を帯び、術語といえども多義化せざるを得ない。これは「国家」という言葉にも妥当することである。というのも、この言葉は政治と政治学の最も一般的用語であり、空間的規模の社会経済的・政治的諸現象の包括的表徴であるにせよ、現存形態に限っても、その構成は個別の経路依存性に規定されて固有の「層状において地層」化しているからである。本稿は、「資本主義国家」を理念型とし、その通常政治社会形態である「自由民主政」との複合的構造にアプローチするための基本的視座を設定することを課題としている。この点では、ひとつの「自由民主政資本主義国家」論であると言えるにせよ、試論に過ぎない。

「国家」の概念は歴史的意味変化を経ているし、論者を異に概念を異にしている。これは、例えば、ヘーゲルのように「人倫的理念の現実態」とする法学的・倫理的「国家」論や、ウェーバーのように「権力政治」観から「正

* 立命館大学名誉教授、同大学「人文科学研究所」客員上席研究員

統的権力の独占」の機構とする組織的「国家」論に、さらには、マルクス主義の「階級国家」論の諸潮流にも認め得ることである。こうした「国家」論は、「国家」の思弁が繰り返されることで多義化せざるを得なかったことを意味するが、「国家」の概念化という点で、それぞれに「国家」の性格を明らかにしている。というのも、人格間の社会化は理念を媒介とせざるを得ないし、その「秩序」化には「権力装置」を必要とするからである。また、経済の（再）生産の組織化は固有の性格と特徴を社会経済関係の総体に刻印するからでもある。これは、「国家」とは、存在論的には、社会経済と政治の個別レベルの「関係」化と「関係間」化の節合であり（「^{ステイトフッド}国家存在」）、この「存在」に諸関係の節合が固有の性格を刻印することを意味する（「^{ステイトネス}国家性」）。

現存「国家」の多形性に鑑みると、「国家」という言葉は常用語として人口に膾炙しているにせよ、その表象は論争的なものとならざるを得ない。だが、こうした「多岐亡羊」状況にあるにせよ、「国家」とは「領域」規模の諸関係の「^{トータルティ}総体」の表象であると言える。というのも、「社会的動物」である人々の行動は、「政治権力」を媒介に諸「関係」が空間的規模で接合し、「総体」に節合されることで一定の自律性を帯びるからである。だが、この「総体」は社会経済的・政治的次元を異にする「関係」の節合体制であるだけに、個別の「関係」と相互「関係」には矛盾を内在している。というのも、「関係」と「関係（間）関係」は所与の局面における理念型的位相に過ぎず、不断の変容に服しているからである。「国家」とは、こうした関係論的総体であることに鑑みると、その実在は「弁証法的全体」であることになるし、「国際政治（関係）」は、基本的にはその延長に位置する。こうした国内政治の「弁証法的全体」は「中国的」と自己規定している中国の「社会主義国家」にも妥当することである。

「程度と規模」の差はあるにせよ、東アジアの地域社会は、総じて、血縁的擬制に依拠した共同体型位階制を特徴とし、宗教的規範が「秩序」の基層に根強く底流していた。それだけに、「市民社会」の伝統を欠き、体制原理

は自律的個人の「同意」というより集団の上位者の権威主義的「強制」が秩序化の契機として作動し得たことになる¹⁾。「中国的社会主義」が「権威主義」的であるとされるのは、こうした東アジアの特性と「革命」の固有の歴史的経験とが結びつくことで体制化していると想定し得る。これは、「中国」が帝国主義的侵略に対して共産党が軍事組織として対抗し、軍事的革命政権によって「社会主義」国家が成立したことに負う。他方で、「資本主義国家」は「自由民主政」を社会システムと統治の一般的機制とし、両者は理念的にも制度論としても一定の相対的自律性を帯びつつも、社会経済「秩序」は「国家」に包括されている。すると、この「国家」の構成を抽象や説明項に留めず、被説明項とし、その社会経済的構成と政治的機制との節合体制にアプローチすべきことになる。

＜資本主義社会＞ 人びとは「社会的存在」であり、所与の自然空間と社会経済空間との複合的世界において実在する。近代の資本主義社会は物理的「自然」と人的「社会」とを区別し、社会の構成単位を「個人」に求めるとともに、生産財商品と消費財商品のみならず労働力をも「商品」として擬制化し、貨幣と金融を媒介とする「市場経済」に人格間関係を組成したことに発する。この社会経済は自然資源を消費可能な「手段」とし、その利用の「目的合理性」が行為の準拠点とされただけでなく、この合理性を人的関係にも適用し、「利潤」追求の「目的-手段」連関において社会経済関係を編成することで資本主義社会はシステム化した。こうした「合理性（化）」は「利潤」ないし「功利」の追求を駆動力とし、その最大化を志向することで社会は職能を異に機能的に分化するとともに、その組織は位階化と官僚制化を呼ぶことにもなった。また、工業化は技術の高度化を不可避とし、この過程との対応において、社会的規範の変更を求めることにもなった。こうした「利潤」追求型目的合理的秤量のシステムは法律的機制と結びつくことで予測可能性が社会的規模で設定された。この脈絡において、資本主義社会は「鉄の檻」のごとく「沈黙」の強制」として人格間関係を規制するとともに、

宗教的帰依性は世俗的「職命」観として実践倫理化した (M. ウェーバー)。こうして、所与の社会経済関係の“強制”のシステムと基軸的価値が社会経済的關係において再生産されることで、資本主義社会は類型化することになった。

「資本主義」は「市場経済 (market economy)」に基礎され、個人であれ法人であれ、労働力を含む「商品」所有者を (再) 生産関係の構成主体とし、「商品」の売買と流通を基軸とする経済システムであるだけに、「資本主義国家」の基軸的経済関係は商品関係として現れる。また、「労働力」が「商品」に擬制化されるのは、その人的「力量 (capacity)」が「使用価値」視され「交換価値」として「商品」化し、労働過程において「能力 (ability)」化するからである。「個人化 (individualization)」の認識は、こうした「力量」の人格的個性の認識に発する。そして、この「国家」においては、企業内分業と協業の体系が交通と通信などの社会インフラを媒介に「領域」規模で重層的に組織されることで、また、この社会経済関係が法的・政治的機制によって規制されることで、この「国家」は「資本主義」化し、所与の「領域」内住民は「国民」化するとともに、その意識を共有することにもなった。というのも、この経済システムにおいては、擬制商品を含む全ての商品が交換関係として現れるので、想像であるにせよ、住民は「生活空間」を共有しているとする意識を強くしたからである。この「関係」が日常実践として正当視され、習慣化すると、その原理は世俗的規範（「常識」）として日常化することで資本主義的商品経済システムは物神化する。

「国民」の、また、その個人の行動は生産関係や社会政治的人格間関係において個性を帯びる。そのパターンは歴史的経路依存性のみならず、「国家」の社会経済的・政治的「関係」や政治文化の特殊性に負うことであって、これが「国家」の存在形態に個性を与える。とりわけ、(再) 生産の社会的様式が規定的であるにせよ、憲政と政体の構成原理や伝来の精神的文化と基底価値 (社会的実践倫理) が「国家」の存在と様態に固有の特徴を刻印す

る。これは、「国家」を組成している諸関係の接合様式がその存在の性格（「ステイトネス国家性」）の規定要因となることを意味する。その違いは「国家－市民社会」関係の容態の差異として現れる。これは、例えば、「日中韓」の3国の、あるいは「日米」の「国家存在」の特徴の違いに認め得ることである。また、「国家」における諸関係の節合の容態は国内の諸勢力の対抗関係に固別性を与えるだけでなく、「国家」間の軋轢として顕在化することにもなり得る。

<体制の要石> 「資本主義国家」という「カテゴリー範疇」は「理念型」であるにせよ²⁾、利潤志向型社会経済関係の複合的総体が「国民」規模で「実体」化しているだけに、この存在が「国家」という言葉をもって表象されている。だが、「資本主義国家」といっても、その存在の様態は同質異型性を帯びている。これは「家族的類似性 (*Familienähnlichkeit*)」(H. C. ウイトゲンシュタイン) に類することであって、資本主義の展開の歴史的局面や文化的・宗教的差異が、また、生産と流通の組織形態の個別性が「類型」内変形を刻印することにもなる。これは資本主義経済の基本原理を共通にしつつも、経済外的諸要素とその接合の様態を異に多形化せざるを得ないことを、換言すれば、「類型<内>異形性」を不可避とすることを意味する。こうした多様性や多形性は政治形態の構成原理にも妥当することであって、「国家形態」や「政府」の編成様式にも反映される。また、資本主義社会の結合形態は時空間を異に多様であるし、多形的でもある。これは血縁・地縁関係と経済社会関係との、あるいは、自生的親密圏と人為的目的団体圏との複合的社会関係は人類史に通底する一般的現象であるにせよ、共時的には、社会関係の「関係」化の形態は多様であることに認め得る。そして、「資本主義国家」における目的団体型結合の代表的形態は企業組織であり、その組織化の人格間関係は類型を異にするにせよ、主要原理は営利主義に発しているという点では通約性を帯び、その目的と機能は法律によって保障され、規制されてもいる。

<「国家」概念の2義性> 資本主義経済は交換と流通の広域化を求めただけに、社会経済関係の空間的規模は拡張するとともに、人格間関係は仮構性

を強くする。それだけに、法制と行政の機能は広域化し、組織化されることにもなった。「国家」とは「領域」規模の社会経済と政治機構との複合的総体の観念的表現であり、この「世界」の秩序化はヘゲモニー機能に服し、所与の「領域」内住民は「国家」の観念をもって自らの存在を自覚することになる。また、「政府 (government)」は「公的権力」の機制として「国家」という抽象を具象し、一定の企図と政策をもって個別の人的集合体を全体として凝集する。というのも、「国家」という抽象と「政府」という具象形態によって所与の社会経済的(再)生産システムが総括されるからである。また、「制度」化とは、人格間関係の目的論的法制化のことであって、政治的「装置(機構)」はそのために制度化された機能的複合体にほかならない。この「国家」観からすると、「夜警国家 (Nachtwächterstaat)」の概念は「政府」の権力形態(権力制限政府)であって、「政府」の、ひとつの機能的形態であるにせよ、「国家」の存在論的規定とは言えないことになる。

住民は所与の「国家」において、また、「政府」を媒介に自らの存在を自覚することで「国民」化する。「国民国家」が「容器」に表象されるのは、「領域」規模の諸関係が「政府」(政治権力)によって凝集されることで実体化することによる。「国家」概念の二重(義)性は、こうした「関係」の抽象と「政府」の具象という表象に発する(抽象と具象との「統合関係」^{シンタグマ})。これは、諸関係が「国家」という理念において包括されるとともに、政治装置が「国家」の権力機構として所与の諸関係を組織することを意味する。「国家存在」^{ステイトフッド}が関係論的総体の存在論的認識において「国家」の概念で表象されるとともに、「支配機構」としても理解されるのは、こうした認識論的脈絡に負う。これは関係論的「国家」認識と機構論的「国家」認識という「国家」の二義的理解に認め得ることである。

<国家権力の固有の機能> 「国家」という呼称は汎用語ではあるにせよ、即自的に存在しているわけではなく、特定の社会的実在の表象であって、この実在が形象化することで有意性を帯びる。

生物学的個人は「社会的存在」であって、社会的「関係」と「関係」の「関係間」化において実在し得る。これは一般的命題であって、いずれの「社会」にも妥当することである。特定の社会経済的・政治的諸関係が「領域」において区画されると、この関係論的総体が「国家」として表象されることになる。また、「国家」の存在は個別の歴史的事実形態を理想型化することで類別されてきたように、その類型は固有の社会経済的脈絡における諸関係の歴史の総体として範疇化されている。この点は「資本主義国家」にも妥当することである。というのも、「資本主義国家」も「国家」の類型であって、商品生産を（再）生産様式とする経済関係に基礎され、政治社会関係と複合することで、換言すれば、「政治社会プラス市民社会」（A. グラムシ）として“容器”化しているからである。そして、「国家権力（装置）」が「国家」の政治的“柱石”として、この関係論的総体を凝集し、一定の統一性を保持するという役割を果たしている。だが、社会経済的關係は静態的ではあり得ず、流動的力学に服している。それだけに、台風が気象変動であり、地震が地殻変動であるように、社会経済関係の変容は外圧のインパクトも受けて「国家」の権力機構を揺さぶり、政変や「革命」を呼びかねないことになる。だから、また、所与の政府は矛盾の表出をめぐる論争を技術的問題に留めるとともに、政策的に対処し、その予防策を講じなければならないことにもなる。

国家の統治機構と社会経済組織は制度的にも機能的にも、相対的に自律しつつも分離しているわけではない。経済社会関係の諸矛盾は輻輳するだけに、「国家装置」はその結節点（「権力核」）とならざるを得ず、これを「秩序」化するための政治権力として現れる。また、経済的自由の行使は固有の諸矛盾を内在し、「不平等」と不満を呼ぶだけに、「自由民主主義」の原理において政治的対応が求められることにもなる。これは、個別の価値は同質的ではないにせよ、また、「国家意思」とは、ひとつの擬制に過ぎないにせよ、「国民」的規模の集合的意思を形成しようとする時、「民主政」の原理において、換言すれば、「強制」というより「同意」の契機をもって個別の意思を

政治の「場」に条溝化することで「同意」を「強制」に転化せざるを得ないことによる。それだけに、「国家装置」は社会経済的諸勢力の「力」関係が斥力と引力として交錯する政治の「土俵」ともなる。

＜権力と権威＞ 「国家」の統治機構が政治機能を維持するためには「権力」という強制的契機のみならず、自らの権力に正統性を付与する「権威」の契機も必要とする。また、「国家」と「社会」との分離は「資本主義国家」における権力集団（機構）と社会構成との相関性という問題を浮上させ、争点化させることにもなった。これは、C. W. ミルズの機構論的・人格的（アクター中心型）権力論と T. パーソンズのシステム論的・機能的権力論との論争に、また、R. ミリバンドの「国家管理層」の機構的権力論と N. プーランザスの構造主義的権力論との権力論論争にも認め得ることである³⁾。

「権力 (power)」とは強制的契機であって、物理的制裁や価値の付与と剥奪を、また、その威嚇を背景とし、「結果」の期待と予測において行使される「指令者」^{コマンダー}の社会的・政治的能力のことである。他方、「権威 (authority)」とは権力を行使する「権利」のことであり、精神的服従の契機でもあるだけに治者の徳憑と被治者の受容に依拠している。「権力」と「権威」は統治と社会の秩序化の政治戦略的要素である⁴⁾。権力の主体が自らの権力行使を「権利」化することで「権威」化し得るということは、体制的イデオロギーを扶植するとともに非体制的理念と運動を排除することで「国民」の行動を指針化し得ることを意味する。「信条」(規範)と「行動」の指針化は、社会学的には、封建的遺制に負うところがあるにせよ、近代の産業社会においては機能的・位階的合理性に依拠する傾向を強くしている。これは、社会経済的秩序が(再)生産関係に依拠しているにせよ、この関係自体はイデオロギー的外被をもつての表現されるので、何らかのイデオロギーが潜勢力を宿していることを意味する。それだけに、また、社会経済関係の矛盾の表出は支配的イデオロギーと「対抗イデオロギー」との対立を呼ばざるを得ないことにもなる。

政治学の視圏からすると、「権力」と「権威」との相関性ないし「国家権力」の権威的支配の問題が浮上する。この点については、遠く、T. ホブズが「コモンウェルス」における「主権的権力」の成立の起源を「設立 (institution)」と「獲得 (acquisition)」に求めたことであって、前者においては「信約」をもって「主権的人格」の行為に「権威」が付与されることになるとしている（「本人」と「代理人」との一体化の擬制）⁵⁾。これは戦争の「恐怖」の克服（自己保存）に発する「同意」を媒介とする「国家権力」の正当化論である。すると、権力が実在し得るためには、制度的にも精神的にも、何らかの正当化機能を不可欠としているし、社会的凝集化と政治秩序の構築には、これを正当化することで正統性を保持することが不可避となる。それだけに、権力への同調が強圧的に喚起されると、権威主義という体制原理に転化することにもなる。「権力」と「権威」はいずれも政治の基本的要素であって、「支配」が人格間の「主客関係」として成立し得るためには「権威」の契機を必要とし、「権威」をもって「権力」は自らを装飾する。これは一連のエリート論者が多数ないし人民の支配の外見に「少数（寡頭）支配」の“鉄則”を看取したことでもあって、この「権力」論からすると、「代表民主政」においても「少数支配」が貫徹することになる。これは政治の現実であるにせよ、「自由民主主義」の理念からすると、代表者（機構）と「人民」との相関性が問われてしかるべきことになる。権力が「手段」から自己「目的」に転化すると「脱民主化 (de-democratization)」せざるを得ないことは「ワイマール憲政」を始めとする歴史的経験でもある。また、「権力」の掌握が絶対視されると、ジャコビニズムやスターリニズムの経験にも認め得るように、「権力者（集団）」の側近集団に対する猜疑心が「粛清」の心理を宿し、「国家崇拜 (statolatry)」をもって権力者の絶対的権力が弁護されることになる。そして、「友／敵」の論理は「国民」を分断化（二極化）することでカタルシス効果を期そうとする権力層の“政治戦略”である。

社会経済関係の凝集性は「国家権力」を媒介とする。また、その正統性は

伝統的・合法的・カリスマの支配に負うのみならず (M. ウェーバー)⁶⁾、民主的統治形態にも依拠している。というのも、統治は形態を多様にしつつも、所与の「国家」の正統(当)性を表象とせざるを得ないからである。この脈絡において「国家権力」は強制機能を行行使し得るし、社会に対して支配的価値を権威的に配分し得るのである (D. イーストン)。「政治の優位性」は社会経済の関係化の原理に内在するイデオロギーの「有意性」に発し、政治権力が社会経済関係を統合するための“戦略的中枢”に位置することで社会経済的凝集機能を果たし得ることになる⁷⁾。また、「資本主義国家」は「自由競争」を経済活動の基本原則としているだけに、「自由」という規範的理念を政治と社会の妥当な構成原理とせざるを得ないし、社会経済関係と政治関係との原理的対応性ないし照応性が求められることにもなる。

<権力の関係性> 「権力 (power)」という言葉は、かつて、B. ラッセル (Bertrand A. W. Russell, 1872-1970) が物理学の政治社会学への援用であると指摘したことがある。これは、物体に内在する力学的エネルギーが固有の位置と相関運動に発するように、「支配者」の指揮エネルギー (「政治“力”」) は「社会関係」において成立することを意味する。というのも、「権力」自体が存在するわけではなく、次元を異にしつつも、位階的社会経済関係の「秩序」化に負うからである。また、「権力」とは個人の属性に発するわけではなく、権力の客体の「同意」と協力 (自発性ないし黙従の契機) に依拠する。したがって、「支配-従属」関係は引力と斥力との対抗関係からなることに鑑みると、「資本主義国家」は諸関係の「矛盾<内>総体」として実在し、統一性を帯びるためには「国家権力」の自律的機能が求められるだけでなく、その機能は被治者の同意を必要とすることにもなる。というのも、「国家権力」は所与の諸関係を有界化することで「領域」化し、「領域」内諸関係を「国家」の名において自らを「権威」づけ、知的・道徳的指導力と全体包括的強制力をもって「政策」を立案し執行せざるを得ないからである。それだけに、社会経済の動揺期や移行期には「国家権力」の保守的対応が階級

的性格を顕在化させざるを得ないことになり、「正統性の危機」と結びつくことにもなる。とりわけ、「間接民主政」においては、権力の行使主体が制度論的には主権者の客体になるという、いわば、主体の客体化と客体の主体化という“サブジェクト”概念の両義性に鑑みると、形式的主体（主権者）は自らの社会経済的諸条件を客観化することで政治からの疎外に対処すべきことになる。

「間接（代表制）民主政」における統治と被統治との「主/客」関係の統一性の理論と実践は不断の争点となるだけでなく、民主政の展開軸ともなり得る。また、「国民国家」の（再）生産関係の基底価値が「妥当」な規範として社会経済関係を規律し、「国家権力」が諸関係を法制と機構をもって秩序づける「最終審級」の役割と機能を果たしている。関係論的視点からすると、「国民国家」を構成している諸次元は機能の様態を異にしつつも、「関係間化」することで一定の实在性を帯び得るし、この实在は矛盾を内在しているにせよ、権力と権威が重層的に位階化することで存在し得ることになる。

M. フーコーの「統治性 (governmentality)」の概念からすると、社会経済的諸勢力の配置状況や国際関係が変動するなかで、「国家権力」はヘゲモニー機能と組織化をもって「国民」を規律し、一定の方向に「行為させる」必要があることになる。「統治性」の視点は被治者を一定の方向に誘導する治者の統治様態を俎上に載せたと言える⁸⁾。その様態が誘意性を帯び得る諸条件は時空間を異に多様であるにせよ、これは、権力関係が政治空間においてのみならず社会経済空間においても作動していることによる。「国家権力 (state power)」は社会経済関係を「国家」において節合するという固有の権力であって、この権力が機能し得ることで住民は「国民」化する。それだけに、その機能が不全化すると「国家の崩壊」現象が浮上せざるを得ないことにもなる。

2. 自由民主政：体制の隅石

<国家－社会の二元論> ヘーゲル (G. W. F. Hegel, 1770-1831) は『法の哲学 (Grundlinien des Philosophie des Rechts)』(1820年)において、「有機的組織、すなわち厳密な意味での政治的国家」を「市民社会」と「家族」から区別している⁹⁾。また、この書は「民族精神 (Volksggeist)」を「共同体」に共通の道徳的目標であると位置づけるとともに、「対外主権」や「国際公法」の論述にも及んでいる¹⁰⁾。

ヘーゲルが「領域」規模の諸関係を「シヴィル」と「パブリック」の次元に区別するとともに、「私的権利と私的福祉、家族と市民社会、こうした諸圏に対して、国家は一面では、外面的必然性であり、それらの上に立つより高い威力であって、それらの法律も利益もこの威力の本性に従属し、依存している」とする。これは、「国家」を「市民社会」から分離するとともに、「市民社会」が「欲求の体系」であるだけに、これを揚棄し得る「外面的必然性」の契機を求めざるを得なかったことによる。その契機を「自由の理念」に求め、諸個人が「倫理的な現実世界に所属すること」で、その実現を期し得るとした。これは「自由の理念」を「人倫」とする「理念」の共同体をもって特殊性と普遍性との統一を期したことを、換言すれば、「生活世界」の秩序を倫理的な生活に求めたことになる¹¹⁾。ヘーゲルが「国家」を倫理的共同体（「人倫国家」）の「実態的意思」と見なさざるを得なかったのは、ルソーが「一般意思」を全体包括的な抽象的・脱人格の「人民意思」と位置付けたように、主観的で個別的な個人主義を、あるいは、個別性の「集合」を凌駕し得る全体意思として人倫的「民族（国民）精神」を措定せざるを得なかったことによる¹²⁾。この「国家」観は「人倫」を枢軸とする「理念的結合体」であるとするだけに、「国家の目的」は“普遍的利益”ではなく“特殊的利益”の実現にあるとする、あるいは、实在（「人民」）から抽象（「国家」）を説明すべきであるとする批判にも服さざるを得なかったのである（K. マルクス

「ヘーゲル法哲学批判」)。だが、ヘーゲルが「理念の世界」や「市民世界」に注視し、「法（正義）」の観念から「自由」の制度化を志向し、弁証法的認識において、その歴史的展開を遠望している。それだけに、保守派と革命派のヘーゲル学派の潮流を呼ぶことになったし¹³⁾、彼の「市民社会」論は伝統的「国家」概念の転換の契機ともなった。これは、「市民社会」が対立的契機の複合体であるだけに、諸勢力の対抗とヘゲモニーをめぐる舞台となり、この舞台において順向的・逆向的対応が繰り返され、「受動的革命」(A. グラムシ)も起こり得ることを意味する¹⁴⁾。

「関係論」的国家観からすると、諸関係を「総体」化し、主観的意識を「領域」において「秩序」づける理念（規範）が求められることになる。ヘーゲルの「人倫国家」論は統治の機構やその人的集団ではなく、いわば、「共通善」の共同体の観念に立脚していることになる。また、ヘーゲルが「市民社会」の概念を「欲求の体系」としているかぎり「国家-社会の二元論」という点ではリベラリズムのカテゴリーとも共鳴し得ることになる¹⁵⁾。

近代の政治理念史においては、ホーリズムから「社会」を有機体に擬制化し、固有の生命を宿す「生氣体的集団」と見なすか、あるいは、間主観的作為の所産とする「社会契約」論に立脚するかという問題は重要な争点の位置にある。これはリバタリアニズムとコミュニタリアニズムとの社会哲学の争点にも底流していることである。

<自由主義^{リベラリズム}> 「絶対主義国家」は、封建体制の危機に「国家」間力学も重畳するなかで所与の「領域」の住民と土地を「君主（国王）」の所有物とし、「家産官僚制」をもって、これを統治することになった。この意味で、西欧の「絶対王政」期は資本主義国家における政治権力の「本源的蓄積期」（分散的権力の集権期）にあたる。この国家形態においては、政治と社会経済の人格的主体は「君主」に属し（「朕は国家なり」）、「主権者（sovereign）」とは「国王」のことにほかならなかった、また、この支配体制の典型的正統化論が「王権（帝王）神授説」であり、権力の正統性は「神意」に求められる

ことで「権力」に宗教的「権威」が賦与されることになった。

だが、「神」への献身が「個人」に発することに鑑みると、「個人主義」は宗教的個人主義を原初的認識として、「社会契約」論という政治・社会構成論と接合したことになる。「社会契約」論は「社会」と「政府」を区分することで政治的リベラリズムの近代的展開の起点を設定することになった。というのも、「社会」の構成を個人間の「契約」に求め、個人主義の視点から社会を「合意」の所産であるとともに、「国民」という擬制的人格を統治主体として表象することで「住民」を「国民」に抽象したからである。また、「道具（手段）主義」の視座から「政府」を作為の所産と見なすことで権力の恣意的行使を掣肘するための「機制」を敷くとともに、「自然権」概念を社会理念とすることでリベラリズムを資本主義的生産関係の基軸的原理に組み込むことにもなった。

自由主義的資本主義社会においては、直接生産者のみならず一般的商品の所有者も経済的強制に服するし、剰余価値の生産は生産過程において創出されるので、封建的領有体制と身分的位階制は遺制化し、「商品化」の強制において「自由主義」の原理が政治と社会の（再）生産の基軸的構成原理として相対的に自立し、人格間関係は「商品」所有者の“自由”な交換関係として現れた。それだけに、「個人主義」が社会構成の原点に措定され、社会経済条件は捨象されることで個人の「自助」の精神が行動の社会的指針ともなり得た。これは、「不自由」の自覚が所与のシステムと相関化されず、宿命視されるか、その脱却を個人の営為に求めるという「自己責任」の原理が規範化したことを意味する。

「近代化」と「資本主義」化とは歩みを共にしたが、その体制の基軸的イデオロギーがリベラリズムである。このイデオロギーは資本主義の生成と不可分の関係において浮上し、資本主義の歴史の変容に対応しつつ、自らの位相を変えることで時空間的可鍛性を発揮し得た。リベラリズムが社会経済の構成理念として「規範性」を帯びることで「行動」に潜勢し、これを規範化

ただだけでなく、この理念によって社会経済関係が組成されただけに、リベラリズムは資本主義国家の「記述」概念ともなり得た。

＜社会的権利と民主政＞ 資本主義国家は個人間の社会関係・市場型経済関係・政治関係の重層的「関係」化において実在する¹⁶⁾。その構成の理念的隔石が「自由主義」である。また、通常の「資本主義国家」は「自由主義」と並んで「民主政」をもって政治的「公共圏」の形成原理とし、社会経済的意向を政治の「場」に条溝化し得る制度をしくことで統治の正統性を導いている。これは「自由主義」が社会経済の「関係」化の原理となり得ても「国家(国民)」意思の形成という点で「民主」の原理と制度を必要とすることを意味する。「自由民主政」は両者の接合原理であり、これを多くの「資本主義国家」は自らの体制原理としている。だが、「自由」という「権利」概念は経路依存的で時空間性を免れ得ないという点では相対的概念であるし、「政治的自由」の権利は19世紀に浮上し、20世紀に至って先進資本主義国において制度化されたに過ぎない。「政治的自由権」は「経済的自由権」と並置されることになったにせよ、後者の「自由」観が常に優先されてきた。だが、「政治的自由」権は「人民」の権利概念でもあるだけに展開性を内在していることを踏まえると、「自由民主政」体制は、いわば「矛盾<内>統一」の原理に立脚していることになる。これは、為政が「主権者」の客体であるだけに「民主」の原理と「自由」の権利をもって批判の対象となり続け得ることを意味する。

「政治的自由権」は「社会的自由権」の推進力となった。これは、資本主義が自動(律)的に展開し得るわけではなく、経済外的条件の制約とその必要を免れ得ないし、自己転回は内在的矛盾を生起せざるを得ないだけに、所与の体制の変更を不可避とすることによる。それだけに、社会的圧力を政治の次元に条溝化することで民主的為政の正統性を維持せざるを得ないことにもなる。この脈絡において、リベラリズムは対抗理念との対応において自らの基軸原理の修正を繰り返さざるを得なかったのである。これは、所与の

社会経済関係は不安定な均衡関係にあるだけに、諸矛盾の顕在化が一時的というより有機的なものとなると、経済社会システムに潜勢する支配的イデオロギーを修正し、政策的対応を迫られることを意味する。

<正統性と正当化> 「支配的イデオロギー (dominant ideology)」は所与の社会経済システムの反映ではあるが、社会経済関係は静態的であり得ず、力学的変動の過程に服しているだけに、修正を迫られることになる。これは、所与の「秩序」が「知的・道徳的指導力」(「ヘゲモニー」)によって組成されているにせよ、支配的権力は支配の「正統性 (legitimacy)」を何らかの言説をもって「正当化 (justification)」する必要(「正統化言説」)が求められることを意味する。「国家」に固有の「物理的強制力」の発動と「制裁」の契機が「正統性」ないし「妥当性 (validity)」を帯び得るのは、これが「国家意思」として正当化されることによる。また、リベラリズムは「資本主義国家」の正統性の理念的根拠であるにせよ、「関係」化と「関係間」化において、この「国家」を組成している接合と節合体制は変化するだけに、その基軸的イデオロギーの変容を迫られることにもなる。これは「正統化危機」の状況において浮上することであって、リベラリズムの可鍛性は、こうした脈絡に発している。

すると、「自由民主政国家」は「国家-社会の二元論」に立脚し、社会経済と政治の次元は相対的に分離しつつも、両者の圏域を截然と区分することは困難であって、実態的には「政治経済」とならざるを得ないことになる。だから、リベラリズムは民主政の圧力も受け、また、政策化の企図を異にしつつも、「新 (neo)」という接頭語を付すことで自らの構成原理を繰り返して修正することで社会的「合意」を導出してきたのである¹⁷⁾。この緊張関係は、「国家」の政治的機能と組織化をめぐるリベラリズムの諸潮流にも認め得ることである。市場機能の政治的・社会的条件の維持と創出をめぐるリベラリズムの多様な理念は自由主義の諸理念の交差に、また、対抗理念との交錯に発している。これは現況でもある。

社会における「個人性 (individuality)」と「共同性 (communality)」との相関化の模索は政治理念 (理論) 史に通底する最大の難問のひとつである。これは、リベラリズムが「個人主義」を基軸理念としつつも、社会経済の構成原理との調和をどのように期すかという課題に腐心してきたことに認め得る。個人は、確かに、生物学的にアトムであるにせよ、社会関係において実在し得ることであるし、こうした存在の認識が社会科学において有意性を帯び得ることでもある。経済的リベラリズムは「功利主義的個人主義」を鍵的概念としているだけに、「個人」と「共同体」との緊張関係の調和に腐心し、その思弁を繰り返さざるを得なかった。これは「集合 (産) 主義 (collectivism)」と「個人主義 (individualism)」とを対置し、後者の優位性を主張したり、あるいは、「自由主義 (liberalism)」と「全体主義 (totalitarianism)」とを対置し、後者は個人の意欲の自由な展開を阻害するとの視点から前者の対抗原理とされてきたことにも認め得る。このジレンマは、リベラリズムが「国家権力」に消極的でありながら、同時に、「国家権力」に統合の契機を求めざるを得ないという二律背反性を内在しつつも、これを活力の源泉としてきたことによる。それだけに、資本主義の基底価値が「国民」的規模で共有され得る条件を維持することで資本主義的「市場」を「社会的自由」の圏域であるとするとともに、「国民」の意向を政治権力に条溝化し得る「民主政」の作動機能を不可避ともする。この脈絡からすると、資本主義の展開過程のなかで浮上した諸矛盾との対応において、リベラリズムは自らの理念の鑄型を変えないにせよ、姿態を変えることで社会経済関係を修正する理念的素地ともなり続け得たことになる。

「国家」を構成する政治的・社会経済的關係が捨象され「共同体」に抽象されると、所与の「領域」内諸關係の節合体系が「国家」に表象されることになる。また、この体系内住民が「国民」として人格化されるとともに、「国家」を不可欠とするとの認識において一対視されると「国民国家」の概念が成立する。これは、「国家」において住民が「国民」化し、その諸關係が連

鎖化することで、この関係論的実体が実在することによる。また、その「^{レジーム}政体」は多様であるにせよ、「民主主義」の理念において政治が共同の営為とされ、「国家」の意思が「国民（人民）」の意思として表象されるためには、「自由民主政」を憲政の基本的原理とすることが求められることになる。

他方で、リベラリズムは「資本主義国家」の理念的隅石として政治と社会経済を二分するとともに、両者をリベラリズムの原理をもって編成している。これは、近代の「自由」観が封建的羈絆からの「自由化（解放）」に発し、「国家」（政府）による社会経済関係への介入からの解放に「自由」の理念を措定したことによる。この脈絡において、統治の機構と社会経済関係は組織的・機能的に分離し、統治の「世界」は固有の相対的自律機能を帯び得ることになった。「社会」と「国家」との、あるいは、政治社会の構成における「公／私（public/private）」の“二元論（dualism）”は、こうした両者の相対的分離と個別化に負い、「国家」の「権力装置」は「合法（依法）的支配」という正統化論をもって「物理的強制力の正当的独占」の機構として現れ（M. ウェーバー）、所与の社会経済関係の維持という固有の機能を果たすことになった。だが、この分離は理念型に過ぎず、程度と形態の差異はあるにせよ「国家権力」による社会経済関係の創出と維持機能は「国家機関」の不可避の課題となる。それだけに、リベラリズムは資本主義の歴史の変容過程において、「国家」や「権力」について消極的・積極的両様の理念を示さざるを得なかったのである。

住民の「領域」化と政治的統合という点で、課税（徴税）と幣制や度量衡の設定と軍事・治安機構の整備は「国家」に固有の機能である。そして、「国家財政」をもってインフラ整備に、また、災害や治安と国防に充当するとともに、過剰生産に起因する失業と労災に対処することは個別の私的利益を超える共通の関心事とならざるを得ない。さらには、物理的制裁力の私的発動は社会的混乱を呼ぶし、「正義」の理念にも悖るだけに、「国家」の権力機関は「法（正義）」と「国家」の名において、その機能を「公的」に代位する

ことにもなる（刑法の世界）。こうした「国家」の権力機能は所与の社会経済関係の維持機能として正當的に遂行されるだけに、その活動は個別の社会経済関係から分離され、「国家権力」の固有の機能となることで「公共性」を帯び得ることになった。だが、この二分論はリベラリズムの理念に発し、「公共」機能は「国家」に固有の属性とされながら、私的利益の保全をも期さざるを得ないという矛盾はリベラリズムの理念に底流し続けている。

組織化の性格から経済と政治とを区分し、「社会的自由」の概念を各次元に措定すると、「経済的自由（economic freedom）」と「政治的自由（political freedom）」の理念を導くことができる。また、「公／私」の区分をもって「共通性（commonality）」と「個別性（particularity）」に二分すると、「政治的自由」の概念は「公共性」の圏域に属することになる。

資本主義経済は「経済的自由主義」を組織原理とし、形態を多様にしつつも、この原理において「経済的不自由」が再生産されることにもなった。他方、「政治的自由主義」の最も代表的事例は「参政権」と政府の機能的分割論である。参政権は「市民」の代表権として制度化されるとともに支配的秩序への政治的条溝化の機制ともなる。だが、この権利は「経済的不自由」を政治的に匡正する、あるいは、克服し得る政治的権利ともなり得る。

<市民社会の地平> 資本主義的私的経営体（「営利法人」）は利潤追求を目的としているという点では典型的「私的」次元に属する。だが、その活動と組織が「国民」規模に及ぶだけに「公的」性格を帯びたことに鑑みると、資本主義国家における「公共性」の諸次元は複合的依存関係にあり、その全体が「国家」の概念をもって包括されていることになる。だが、経済領域とは区別される「目的団体」^{アソシエーション}型結合関係も存在する。この次元は多元主義的政体論の起点に位置し、伝統的には「利益集団」（圧力団体）論で捉えられてきたが、「大義」^{コース}を主張する集団もこの次元に属する。この集団は経済的「利益（関心）」を主張する組織とは性格を異にし、社会関係において固有の位置にある。こうした集団の自律性が「国家」の下位組織に併呑されてしまう

と権威主義体制や「国家至上主義」が至当視されたり、「生活世界」が資本主義システムによって「植民地化」されてしまうことにもなる (J. ハーバーマス)。これは、社会経済的・政治的関係をコントロールし得る自律的主体 (個人と社会集団) の「政治的自由」の積極的意味が看過されてしまうことを意味する。「国家」論における「市民社会」論の積極的位置は、この地平に求められている。

「市民社会 (civil society)」とは、関係論的国家論からすると、「国家存在」における経済社会生活の次元であって、「ブルジョア市民社会 (bourgeois-civil society, *société civile bourgeoise*)」と、あるいは、「欲求の体系」(ヘーゲル)とも呼ばれてきた。だが、この社会空間は経済的利益集団を中心とする同業組合的「中間団体 (intermediary groups)」と地方レベルにおける傘下組織や宗教集団のみならず、平和と環境保全や反人種主義とフェミニズムなどの非営利型目的団体からも構成され、言論・出版・集会・結社の「自由」を基礎とする民主的意志形成の「政治的公共圏 (political public sphere)」の位置にもある。これは、「市民社会」とは、また、経済関係や伝来の位階的社会関係とは次元を異にし、対等性の原理に立脚した自律的個人の結合体であることを意味する。

「市民社会」空間は社会経済的諸カテゴリーを横断するコミュニケーションの公共圏である。この空間はインターネットなどの「コミュニケーション革命」によって多岐化しているのみならず、空間的にも拡大している。すると、不可視の間主観的相互関係が脱空間的に、しかも、瞬時 (脱時間的) に拡大していることを意味し、「公共圏」が深化していて、マス・メディアがその媒介手段となっている。だが、このメディアは、商業化し「文化産業」化することで社会的に網状化してしていることを踏まえると、ボトム・アップ型の批判的機能を果たすだけでなく、逆説的には、「権力の機関」ともなり得ることにもなる。これは、マス・メディアが情報を独占し、ニュースの創造の公的媒体ともなるだけに、「公 (世) 論」(public opinion)」の形成と

誘導という点で重要な位置にあることを意味する。すると、「市民社会」という公共空間は「個人」の「公衆」化と民主化の基盤であり、その「培養器」でもあることになる。「市民社会」は「国家」の「権力機構」との“媒介審級”の位置にあり「政党」の活動舞台でもあるだけに、「草の根」レベルで諸階級と諸勢力が、さらには、イデオロギーと対抗イデオロギーが交錯する「磁場」ともなる。換言すれば、この社会空間は支配的価値の扶植基盤となるだけでなく、社会的カテゴリーとアイデンティティが幾重にも交錯する多元的「生活世界」であって、民主化の「土俵」ともなり得ることを意味する。だから、A. グラムシは、「市民社会」が「常識」の土壌化の基盤であると見なし、この認識から「市民社会」が「傾向」と「対抗傾向」とが交錯する舞台であるとの理解において「陣地戦」の概念を提示したのである。すると、“ヘゲモニー”は「市民社会」に発し、「イデオロギー」と「対抗イデオロギー」とが、また、「傾向」と「対抗傾向」とが交錯する諸勢力の「磁場」であると言えよう¹⁸⁾。

3. 「国家」の民主化

「市民革命」期に至って、「主権」は「国民」の“一般意思”に求められることになったが、その嚮導概念が「社会契約」の理念である。「社会契約」論は擬制であるにせよ、「国家」の構成主体を「個人」に求め、その作為に「国家」の構成原理を求めたという点では政治理念史の「革命的」位置にある。というのも、「スコットランド啓蒙」における市場の自己組織型合理性という経済自由主義を政治的自由主義に敷衍し、両者を一対化することで立憲主義政体への道を拓いたからである¹⁹⁾。この脈絡において、「人権」概念は「国民国家」の住民の社会経済的・政治的権利として生成することにもなった。

他方で、独伊の大陸ヨーロッパにおいては、「国家」は「国家理性 (*raison d'Etat*)」として理念化されることで自己目的化するとともに、「国民主権」

論と一対化することで「国民（民族）国家」への忠誠心が喚起されることにもなった。こうした脈絡において、「国家主権」は国際（「国民」間）政治の基軸的原理とされ、国民の「利益（関心）」は「国家」の具象機関である「政府」をもって表現されると見なされることになった²⁰⁾。

「人民（国民）主権（popular or national sovereignty）」論は「人民（国民）」という抽象を人格的表象とし、この擬制的人格に主権を帰属させることになった。だが、この抽象的人格に「主権」が定礎されているにせよ、「人民」自身が主権の権力を行使し得るわけではなく、「権力核」が「人民（国民）」の名において主権的権力を行使する。また、アメリカの場合には、共和主義から君主型「主権」概念を欠くことになったことは、「憲法」に「主権」概念を欠いていることにも認め得る。そして、「国民」統合の理念とされたのは、リベラリズムであり、この原理が機械論的「国家」構成論に据えられるとともに、権力の構造的・機能的分割論と空間的分権論が国民的規模の「国家権力」の機制とされることになった。「共和主義」は「民衆主義」と一対化することで、「政府」は社会経済的「関心」の入力の受け手であるし、集合的選択の機構でもあるとする「政治システム」論が成立し得たのである。

「普選」は「国民（人民）主権」論の展開過程において成立している。というのも、「主権」の帰属主体が「政治的人民」に求められるに及んで、「参加」の平等が「民主政」の要件とされたからである。「制限選挙制」は政治参加の主体を土地や物財の所有層に限定することで職分型代表制に留めおいたが、「所有」の概念が身体という固有の^{プロパティ}「属性」にまで^{プロパティ}拡げられるとともに、「平等権」の理念と結びつくことで「普選」は一般化せざるを得なかったし、「国民国家」の紐帯の機制ともなり得た。だが、「普選」は「暴民支配（ochlocracy）」論や「多数専政」論を呼び、その「脅威」も残存し続けただけに、「大衆民主政」の時代に至って、どのように「民衆」を政治の「場」に糸溝化するかということが問われることになり、アメリカ政治史の脈絡からすると、2大政党型政党制と「利益集団リベラリズム」の体制化が「多数専

政」の緩衝剤の役割を果たすと見なされることになった。

<自由民主政> 「人民（国民）主権」論は国民統合の理念であり、政治の国民化と民主化の起点ともなった。というのも、国内の住民を「国民」として包括し得るためには、形態は多様であるにせよ、「政治参加」の要求を統合の機制に包摂する必要が浮上するからである。また、市民革命は封建的羈絆からの「解放（自由化）」と「平等」にあったことに鑑みると、不平等の克服とも結びつかざるを得なかった。これは「自由」の理念が「民主化」の契機となり、政治参加によって社会経済的関係の改革の理念と実践を呼び得ることを、換言すれば、「解放」の理念は「改革」の理念と運動を不可避とすることを意味する。この歴史的脈絡において、「自由」と「民主政」は原義を異にしつつも、政治と社会の組織原理となった。だが、「自由」の実現は「民主政」を媒介とせざるを得ないにせよ、両者は必ずしも統一されていたわけではなく、その接合には対立的修辭を内在せざるを得なかった。これは、繰り返し指摘されてきたように、「自由」と「平等」の背反性の認識にも認め得ることである。とはいえ、民主主義が現実の不平等な社会経済関係を照射しただけに、「経済的自由主義」と「政治的自由主義」との緊張関係が歴史の牽引力となり、民主主義の「民衆主義」化をもって資本主義の保守が期された。換言すれば、資本主義国家はリベラリズムを自らの隅石としつつも、「民主主義」の契機を自らの体制に包摂することに腐心せざるを得なかったことを意味する。すると、「自由民主政（liberal democracy）」という言葉は「民主政」によって「自由」の展開を期し得ることを含意しているだけに「矛盾<内>統一」を内在する連語であって、その形状は個別「国家」の歴史的経路依存性に、また、諸勢力の配置状況やその「力」関係を反映する弁証法的力学に服していることになる。

「主／客」の認識は物理的自然との、また、社会的自然においては他者との関係や対話において成立する。自己は自然の対象化や他者との相関性の認識を媒介とすることで自らを再帰的に自覚する。これは、他者や社会環境を

対象化することで自己を主体化し得ることを意味する。だが、その認識の様態と過程は多様な政治的・社会経済的連鎖に制約されざるを得ない。また、再帰的認識には誤認や「虚偽意識」も含まれているにせよ、所与の「関係」と不可分に結びついていて、その自覚化には「自由」の契機を不可欠とする。

帰属感やアイデンティティは所与の制度や組織との関係において生成することに鑑みると、政治的・社会経済的条件の影響を免れ得ない。それだけに、社会「関係」の相対化には「自由」な認識をもって社会との相関性を自覚することで社会との一体感の高次化を期し得ることにもなる。こうした「自己同定 (self-identification)」の心性は、始原的には、親密圏や近隣の自然的共同体への、あるいは、宗教集団への帰属感に発し、社会経済団体や文化団体に、さらには、不可視の関係の認識にも及ぶ。これは、「自己同定」という精神作用は対抗と競合の自覚化のみならず、協調と連帯の心性とも結びつき得ることを意味する。また、「国民」レベルの「同定」化は「国民」間関係の認識にも拡張されると、他国を媒介に自国を認識することになるだけに、国内レベルの「同定」化の論理と心理は「国民」間関係においても同様に、対立と協調や「連携と反発」という対立的効果を帯び得ることになる。ここに、「国民国家」における「アイデンティティ政治」の契機が潜勢し、社会経済的移行期や国際的変動期には、「国際関係」における「国家」間の「力」関係とも結びついて国民的・国際的政治運動として顕在化する。

民主政の理念からすると権力の主体は客体化し、為政の受託者に過ぎないと見なされることで実態としての被支配者は、制度的には「主体 (subject)」に転化する。これは、「指導-被指導」関係において、権力の「主体」が「客体」に「従属 (subjugation)」することを、換言すれば、「国家」の権力者は、制度論的には「主権者 (選挙民)」に従属するが、実態的には後者が前者に従属していることを意味する。近代の「代表制 (間接) 民主政」は、こうした主体の客体化と客体の主体化という“サブジェクト (subject)”の二重性という「矛盾<内>統一」の原理と制度に立脚していて、その機能は政治指導

層による被指導層の合意導出というヘゲモニー過程に左右される。それだけに、為政（統治）は、常に、「正統化（legitimation）」を不可避とする。だが、「正統性（化）」と「正当化可能性（justifiability）」とは同義ではない。というのも、所与の社会経済関係は自閉的ではあり得ず、内的・外的圧力に服しているだけに、既成の「正統性」は「正当化可能性」を問われることになるからである。「民主主義」はこの次元を問い続けるので、方向を異にするにせよ、「権力核」は何らかのイデオロギーをもって現状やその変更を「正当化」し続けねばならないことになる。イデオロギーの自立的機能は、こうした「矛盾<内>統一」の必要に発している。

「（間接）民主政」とは、為政者をコントロールするとともに、為政者によってコントロールされるという対蹠的概念の「矛盾<内>統一」の制度化であり、「人民主義」という「人民」の“自治”と「民衆主義」による“統治”との複合的構成原理に立脚している。これは、「人民」が権力の理念的主体であるとともに制度的客体でもある（“rule by and over the people”）という自治と統治の対立的契機の制度化に立脚していることを、換言すれば、「代表制民主政」は民主化の活性剤となり得ることを意味する。

現代の代表制形態には代議制と大統領制のほか、コーポラティズムや「多極共存型民主政」を含めて多様な補完形態がある。「例外国家」は別としても、先進資本主義国家は、基本的には、「自由民主政」を政治の正統的原理としている。この体制は「国民（人民）主権」を「国民国家」の基軸的機制原理とし、「立憲主義」を統治原理としている。だが、「自由民主政」とは抽象的で普遍的概念でもあるだけに、何が含意されているかとなると（「所記」）、多形性や多義性を免れ得ない。R. A. ダール（Dahl）の「ポリアーキー（polyarchy）」論は、この課題に答えようとする営為の所産であった²¹⁾。

「自由民主政資本主義国家」は「自由主義（リベラリズム）」を社会経済関係の編成原理とするとともに、「国民国家」における「民主主義」の実践的の制度として「代表民主政」を統治制度としている。すると、「資本主義国家」

は、「自由主義」と「民主主義」という原義を異にする原理を組織原理としていて、リベラリズムを基底価値とすることで所与の領域の住民を政治的に包括していることになる²²⁾。だが、支配政党が「間接民主政」によって「国家権力」を行使することで「民衆」型民主政治が作動し得るにせよ、政治不信が高まったり、社会経済的移行期には「人民主義」の契機が浮上せざるを得ない。

社会「関係」との、また、「他者」との対話が成立し得るためには、とりわけ、政治の動態と社会関係を相対化することで民主政が深化し得るためには、「自由」の契機は不可欠である。そして、「自由」の概念が歴史的・社会的条件と結びついて可變的でもあることに鑑みると、「自由民主政」の理念を媒介とすることで政治と社会経済関係を民主的に変え得ることになる。それだけに、義務型の受動的「参加」や選挙を媒介に「共同体」感を喚起するという動員と監視（同調“圧力”）の選挙体制の克服が求められることになる。

注

- 1) 仏壇と神棚の並置は、とりわけ、農村の民家に広く認め得ることである。「此岸」（現世）が「彼岸」（冥界）に投企され、「神」（「太陽」神＝「生命」の源泉）をもって「豊年と安穩」（課題の成就）を祈念するという神仏一対（習合）型宗教慣習が民俗化している。
- 2) ウェーバーは、「理念型」とは主観の「理念像」であるとし、次のように説明している。「歴史的な生活の一定の諸関係と現象とを結びつけて、思考によってつくられた連関を総合して、ひとつの矛盾のない世界にきずきあげたものである。内容から言うと、この構成はユートピア、すなわち、どこにも存在しないものという性格をもっていて、そのユートピアは、現実の特定の諸要素を思考によって高めあげることによって獲得されたものである」と。M. ウェーバー、出口勇蔵<訳>「社会科学および社会政策の認識の『客観性』」（『世界の大思想 23：ウェーバー政治・社会論集』河出書房新社、1965年、90－91）。
- 3) C. Wright Mills, *The Power Elite*, Oxford University Press, 1956; Talcot Parsons, “The Distribution of Power in American Society,” *World Politics*, Oct. 1957, repr., in *C. Wright Mills and Power Elite*, eds., G. W. Domhoff and H. B. Ballard, Beacon, 1968. 「ミ

- リバンドーブーランザス論争」については次を参照のこと。中谷義和『国家論序説』御茶の水書房、2017年、76-82頁。
- 4) Max Weber, *Economy and Society*, eds., G. Roth and C. Wittich, Bedminster, 1968: 946-47.
 - 5) ホップズ (水田洋<訳>『リバイアサン (二)』岩波文庫、1964年、33-35頁。
 - 6) 「国家」自体が「物理的強制力」を行使するわけではなく、その「機構」がこの機能を遂行する。M. Weber, "Politics as a Vocation ("Politik als Beruf")", trans., H. H. Gerth and H. C. W. Mills, eds., *From Max Weber: Essays in Sociology*, 1919: 78; id., *Economy and Society: An Outline of Interpretive Sociology (Wirtschaft und Gesellschaft)*, University of California Press, 1978: 31-38, 215-17.
 - 7) S. Berman, *The Primacy of Politics*, Cambridge University Press, 2006.
 - 8) 「ガヴァメンタリテイ (governmentality)」という言葉は「ガヴァメンタル (governmental)」という形容詞の派生語である。
 - 9) 「国家は倫理的理念の現実性である」、「国家の理念は、直接的現実性をもっており…これがすなわち体制ないし憲法、あるいは国内公法である」(ヘーゲル、藤野、赤沢<訳>『法の哲学』、『世界の名著 44・ヘーゲル』中央公論社、1978年、478、484頁)。
 - 10) 次は *Recht* という言葉を "*droit*" や "*diritto*" と同様に「法律 (law)」と訳すと、「正義」と「公正」や「義務」という「法」の道徳性の含意が捨棄されるとする。Steven Lukes, *Moral Conflict and Politics*, Clarendon Press, 1991: 184.
 - 11) 前掲訳書、383、489頁。
 - 12) 『法の哲学』はルソーについて次のように批判している。「彼は、意志をただ個別的意志という特定の形式において捉えただけであり、…それだから、個々人の合一は契約となり、したがって個々人の恣意や意見や任意の明白な同意を基礎とするところのものとなる」(前掲訳書、481-82頁)。
 - 13) Karl Löwith, *From Hegel to Nietzsche: The Revolution in Nineteenth-Century Thought*, trans. David E. Green, Columbia University Press, 1964.
 - 14) 「受動的革命 (passive revolution)」の概念は V. クオーコ (Cuoco, 1770-1823) の『ナポリ革命史論』(1801ないし06年)に発し、グラムシがイタリアの「リソルジメント (*Risorgimento*)」運動に適用し、「帝国主義」下の植民地の運動にも援用したが、その基本的含意は民衆の散発的で非組織的反乱に対する支配的諸階級の逆行的対応の分析概念であったとされる。次を参照のこと。Peter D. Thomas, *The Gramscian Moment: Philosophy, Hegemony and Marxism*, Brill, 2009: 146-47.
 - 15) Richard Bellamy, *Rethinking Liberalism*, Printer, 2000: ch.1 ("Hegel and Liberalism"); Z. A. Pelczynski, "Introduction: The Significance of Hegel's Separation of the State and Civil Society," in Z. A. Pelczynski, ed., *The State and Civil Society: Studies in Hegel's Political Philosophy*, Cambridge University Press, 1984.

- 16) Alex Honneth, trans. by J. Ganahl, *Freedom's Right: The Social Foundations of Democratic Life*, Columbia University Press, 2014: 181.
- 17) Thomas Biebricher, *The Political Theory of Neo-Liberalism*, Stanford University Press, 2018: 225 (n.1).
- 18) Jan Rehmann, "'Abolition' of Civil Society?: Remarks on a widespread misunderstanding in the interpretation of 'Civil Society'," *Socialism and Democracy* 13 (2), 1999: 1-18.
- 19) Andreas Kalyras and Ira Katznelson, *Liberal Beginnings: Making a Republic for the Moderns*, Cambridge University Press, 2008.
- 20) 「主権」とは、意味論的には、君主の至高の権限を指していた。この系譜において「国民主権」の観念も集合的政治主体の絶対性をもって所与の住民の至高の権限を含意することになり、国際的レベルでは、各国が個別の「主権国家」として現れることになった。だが、「グローバル化」のなかで、その権限は相対化せざるを得ないし、国際的ヘゲモニー関係に左右されるという傾向を強くすることにもなった。
- 21) R. A. Dahl and C. E. Lindblom, *Politics, Economics and Welfare : Planning and Politico-Economic System Resolved into Basic Social Processes*, University of Chicago Press, 1953. ダールは「民主的ポリアーキー」の制度的要件として、(1) 公務員の選挙、(2) 自由で公正かつ頻繁な選挙、(3) 表現の自由、(4) 別の有効な選択肢としての情報の提示、(5) 目的型団体の形成の自由、(6) 市民の包括を挙げている。また、これが「政治的平等」の構成要件であるとともに、その再構成の指針ともなり得るとする。
- 22) Kate Crehan, *Gramsci's Common Sense: Inequality and Its Narratives*, Duke University Press, 2016.